



優れた、より良い福祉コミュニティをめざして

ふれあいネットワーク

まほろば 社協広報

まほろば運動会 (おはやく変身)

第18号



イメージどおり？ 変身完了！

利用者、事業関係者の皆さんとの交流・親睦をはかる目的とした「第6回／まほろば運動会」。今年度は新しいゲームもたくさん取り入れ、参加者には笑顔が絶えない運動となりました。

写真 / ふれあいの館・ふれあい童夢から (H11. 10. 5)

「居宅介護サポートセンター ふれあい」の設置

本年10月1日、山形村社会福祉協議会内に、「居宅介護サポートセンターふれあい」が設置されました。同センターは、介護保険制度がスタートする来年4月以降において、要介護又は要支援の状態となった高齢者が適切な居宅サービスの利用等ができるよう支援するために、県知事の指定を受け設置された居宅介護支援事業を行う事業所です。

山形村社会福祉協議会では、更に来年4月に向けて、現行の村からの受託事業であるホームヘルプ事業・デイサービス事業についても、それぞれ介護保険法等に定める「訪問介護」「通所介護」に係る居宅サービス事業を行う事業所として指定を受け、その事業経営にあたる方針であり、只今そのための諸準備をすすめています。

居宅介護支援事業の内容

このサポートセンターが行う主な事業は、要介護又は要支援の認定となった高齢者等に対し、利用申請により「居宅サービス計画」を作成し、適切な介護サービスが提供されるよう支援することです。

また、同計画に基づくサービスの実施状況を把握し、居宅サービス事業者等と連携をとりながら、利用者が居宅にあって、身体等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、生活の質をも充分に確保されるよう援助をします。

介護支援専門員の配置

居宅介護サポートセンターには、要介護者等からの相談に応じ、「居宅サービス計画」の作成その他の支援業務を担当する介護支援専門員

を配置し、居宅介護支援の利用受付を目前にして、現在その対応準備につとめています。



新たに「居宅介護サポートセンター」が置かれたふれあいの館から

介護保険 Q&A

Q 1 要介護認定は一度認定されたら変わらないのですか？

- A 要介護認定の有効期間は原則的には6ヶ月となっており、有効期間が経過した後に改めて要介護認定が行われます。また、期間中であっても本人の状態の変化に応じて変更の申請を行うこともできます。

Q 2 何歳の高齢者でも利用負担があるのですか？

- A 1割利用料自己負担分は、年齢とかかわりなく負担することになっています。

心のかよう 介護サービス提供を

山形村社会福祉協議会事務局長 平 沢 隆一

山形村社会福祉協議会の運営につきましては、常日頃より住民の皆様の暖かいご支援とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

来年4月1日から始まる介護保険に向けて、認定申請の受付・訪問調査が始まり、松本広域地区の介護認定審査会が開催される等、制度導入への対応が本格化してきました。

介護保険のサービスは、施設サービスと在宅サービスがありますが、山形社協では今までの経験と実績を活かし在宅サービス（居宅サービス計画の作成・訪問介護・通所介護）の分野で皆様へのサービスを提供させていただく予定です。

介護保険では認定介護度によりサービスの限度額が決まります。その限度額の中でどのサービスをどのくらい利用するか検討するために、ケアプラン（居宅サービス計画）作成をお勧めします。

山形社協では皆様のケアプランの作成をお手伝いするために、介護支援専門員を置いておりますので、ご利用をお待ちしております。なお、ケアプラン作成には個人負担はありません。

次に、訪問介護・通所介護ですが、そのサービスがオートメーション化された大量生産のような無機質なサービスでは、利用者の心は癒されないと私は思います。サービスの提供者と利用者の信頼関係が、利用者の安心・癒し・生きがいに通じていくものと思われます。そのために、サービスの「質」の向上を含め、利用者の立場に立ったサービス提供をより一層心がけていきます。また、山形社協の目的とする地域福祉と介護サービスとが一体となり、介護を必要とする方を支えることも必要と考えています。

山形村の大地に薫る緑の風のように、一人一人をやさしく包むサービス提供を心がけていく所存です。地域の皆様とともに歩み、育っていく山形村社会福祉協議会を、今後ともよろしくお願ひいたします。



Q3 施設へ也要介護認定を受けないと入所できないのですか？

A 介護保険制度によるサービスを利用する場合は、在宅、施設を問わず要介護認定を申請し、その判定を受けなければなりません。要介護認定で要介護に該当すると認定された後、本人や家の希望をふまえ、在宅にするか施設への入所を選ぶかを決め、施設でのサービスが希望の場合、入所となります。要支援と認定された場合は、施設への入所はできません。

Q4 現在、在宅福祉サービスを受けている人は、介護保険サービス給付が自動的に受けられるのですか？

A 改めて申請し要介護認定を受けることになります。認定された要介護状態区分に応じて作成した介護サービス計画（ケアプラン）をもとに、サービスが給付されることになります。

こちらこそ「ありがとう」

上 條 安 子（中大池上手東）



元気いっぱいで野良仕事をしていた義母が、突然脳梗塞で倒れ7年間の闘病生活の末、帰らぬ人となりました。今思うともっとやさしく、行き届いた介護ができなかつたかと反省する事しきりです。

朗らかでおだやかな性格の母は、私の作る食事や介護の仕方に何ひとつ不満も言わず「とってもおいしかった」「ありがとう」といつも言ってくれました。今思えば、その言葉に励まされ頑張れたのかなと思います。忙しい時や疲れているとき、「何言ってるの」と不意に出てしまう強めの言葉にも、母はわかってくれていたのか、黙って聞いてくれていました。

そんな母の介護をしてきた中で、行き詰まることもありましたが、立ち止まることなくやってこれたのは、自分の時間を持ち気持ちのリフレッシュができた事、例えば、友人との会話や旅行、時にそれが仕事だったりと、私には介護の他に打ち込める何かがありました。母にとってもふれあいの館で過ごす時間が、私にとってのそれと同じであったと思えます。入浴や、デイサービスで過ごす楽しい時間、帰ってきては一日の様子をよく話してくれたり、大好きな歌を恥ずかしそうに口ずさんで聞かせてくれました。本当に楽しかったんだと思いました。

母の望んだ在宅での生活、それができた事は、家族の協力があったからこそであり、母は私を信頼し本当に頼ってくれていましたから、なおのこと私も母を大切にできたのだと思います。

私に小さな声ですが、いつも「ありがとう」と言ってくれていた母に、介護を終えた今、こちらこそ「ありがとう」と素直に言えるのです。

私が母から学んだことはたくさんありますが、いつでも前向きに、人への感謝の気持ちを忘れないということ、言葉で言うならまずは「ありがとう」その一言で、こんなにも人は優しく、暖かい気持ちになれるのだということを知りました。

私も母のようにかわいく年を取っていきたいと思います。皆さん、本当にお世話になりありがとうございました。

◇編集後記◇

今回は、介護保険関連の記事を掲載させていただきました。深刻な高齢化社会を迎えるにあたり介護保険制度の導入への対応も本格化している中、山形村では、このたび在宅福祉対策事業推進功労厚生大臣表彰を受け、10月6日に都内で表彰状が伝達されました。社会福祉協議会職員としても、山形村がこのような表彰を頂くことができましたことを、たいへん名誉なこととうれしく思います。

これからも、地域の皆様と共に、より良い介護を目指し職員一同努力をしていく所存でございますので、一層のご理解とご協力を願いいたします。

----- 広報編集部員一同 -----

まほろば

(社協広報／第18号) 平成11年10月29日発行

●発行所 社会福祉法人 **山形村社会福祉協議会** (ふれあいの館内)

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村3940番地の1 ☎ 0263 (98) 3081 FAX 0263 (98) 3016

●印刷所 日本ハイコム株式会社